

事業者の皆様へ

別紙

○令和3年4月28日～5月11日

No1

- 1 飲食店等に対する要請（令和3年4月28日～令和3年5月11日）
 - ・まん延防止等重点措置区域内(横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)の飲食店等に対し、20時までの時短営業【要請】（酒類の提供は終日停止）
 - ・まん延防止等重点措置区域以外の飲食店等に対し、21時までの時短営業【要請】（酒類の提供は提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応）
 - ・時短要請に応じていただいた店舗に対して、措置区域・その他区域とも、協力金を支給その際「感染防止対策取組書(市町村のステッカーを含む)などの掲示」及び「マスク飲食の推奨」などを条件
 - ・人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設に対し、まん延防止等重点措置区域内の施設は、20時までの時短営業(酒類の提供は終日停止) それ以外の施設は、21時までの時短営業(酒類の提供は提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応)【お願い】
 - ・感染防止のために必要な措置(手指の消毒設備の設置、飲食店に対するカラオケ設備提供の終日自粛 等)
- 2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について（～令和3年5月11日）
 - ・昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
 - ・時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底
 - ・従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ
- 3 イベントの開催制限について
 - ・収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度
 - ・併せて時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知（無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外）
 - ・措置区域内は、酒類の提供は終日停止の協力要請
 - ・その他区域は、酒類の提供は提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応

時期	収容率	人数上限	営業時間
4月19日以降	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人	措置区域:20時まで
			措置区域外:21時まで

※ 既存販売分については適用しない

- 4 大学や学校への要請について(～令和3年5月11日)
 - ・学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
 - ・感染防止のための所要の措置を講じること
 - ・寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底
- 5 その他（お願い事項）
 - ・飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
 - ・店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
 - ・感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守
 - ・大規模な集客施設(劇場・映画館・デパート等)に対し、施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
 - ・鉄道事業者に対し、宣言区域と往来する路線について、週末及び休日における減便

○令和3年5月12日～5月31日

No2

1 飲食店等に対する要請（令和3年5月12日～令和3年5月31日）

- まん延防止等重点措置区域内(横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市に加え、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町)の飲食店等に対し、20時まで(酒類の提供は終日停止(店内持込を含む))の時短営業【要請】
(酒類及び飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の提供は終日停止)
- まん延防止等重点措置区域外(その他区域)の飲食店等に対し、21時までの時短営業【要請】
(酒類の提供は11時から20時まで・酒類の提供は提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応)
- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、措置区域・その他区域とも、協力金を支給
その際「感染防止対策取組書(市町村のステッカーを含む)などの掲示」及び「マスク飲食の推奨」、「飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止」などを条件
措置区域においては、酒類の提供(店内持込を含む)を終日停止も条件

2 その他の施設(人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設)に対する要請等

①時短要請等は下表のとおり

第34回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	
集会場、公会堂 など	1000平米超:(法第24条9項) 21時※までの営業時間短縮要請	21時までの営業時間短縮の働きかけ
展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	1000平米以下: 21時※までの営業時間短縮の働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	
スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超:(法第24条9項) 20時※までの営業時間短縮要請	21時までの営業時間短縮の働きかけ
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、競馬投票券売場、場外車券売場 など	1000平米以下: 20時※までの営業時間短縮の働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	1000平米超:(法第24条9項) 20時までの営業時間短縮要請	(生活必需物資を除く) 21時までの営業時間短縮の働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米以下: 20時までの営業時間短縮の働きかけ※ ※生活必需物資を除く	

※上記の時短要請に応じていただいた措置区域内の1,000平米超の施設に対して協力金を支給

②その他措置等(時短要請等以外)については下表のとおり

第34回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供自粛(酒類の店内持込含む。)の働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ	

③①②の施設で共通の措置等は下表のとおり

第34回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

措置区域	その他区域
<ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)停止の働きかけ ○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ ○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ ○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。 ○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項) 	

3 イベントの開催制限について

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

併せて時短営業(無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外)や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

措置区域内は、酒類の提供(店内への持込を含む)は終日停止の働きかけ【お願い】

時期	収容率	人数上限	イベント開催時間
5月12日以降	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人	措置区域: 21時まで
			措置区域外: 21時まで

※ 既存販売分については適用しない

4 大学や学校への要請について(～令和3年5月31日)

学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

感染防止のための所要の措置を講じること

寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知の徹底

5 その他(お願い事項)

飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化

店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践

感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守